

介護保険料について

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

浜田地区広域行政組合の介護保険の運営にかかる費用の総額（利用者負担分を除く）のうち、第1号被保険者が負担する割合（介護保険給付費総額の23%）に応じて基準額が決まります。



決め方 基準額をもとに算出します。所得の低い方に負担がかかり過ぎないように、所得に応じて保険料が決まります。保険料は3年ごとに見直されるようになっています。

保険料基準額
（年額）

=

浜田地区広域行政組合の介護保険に
かかる費用のうち第1号被保険者負担分
浜田地区広域行政組合の第1号被保険者数

《あなたの介護保険料をチェックしてみましょう》

はい → いいえ →

スタート

生活保護を受給している

前年の課税年金収入額*1
+その他の合計所得金額*3

老齢福祉年金を受給している

あなたが住民税の
課税対象になっている

同じ世帯に住民税の課税対象に
なっている方がいる

前年の課税年金収入額*1
+その他の合計所得金額*3が
80.9万円以下

前年の合計所得金額*2

120万円未満

120万円以上170万円未満

170万円以上210万円未満

210万円以上320万円未満

320万円以上420万円未満

420万円以上520万円未満

520万円以上620万円未満

620万円以上

*1 課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

*2 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、長期譲渡所得や短期譲渡所得がある場合は、それに係る特別控除額を差し引いた額を適用します。

*3 その他の合計所得金額

合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた所得金額のことです。

納め方

原則として、保険料は年金から納めます（特別徴収）。年金の額により、納め方は2種類に分かれます。ちなみに、第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった月（65歳の誕生日の前日のある月）の分からとなります。

年金が **年額18万円以上**の方
（月額15,000円以上の方）

特別徴収で納めます

年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます（本徴収）。

※老齢福祉年金は対象となりません。

次の場合は普通徴収（納入通知書での支払い）となります

- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度の途中で所得段階の区分が変更となったとき など

年金が **年額18万円未満**の方
（月額15,000円未満の方）

普通徴収で納めます

浜田地区広域行政組合から送付される納入通知書に基づき、期日までに納付書で金融機関などを通じて納めます。**納め忘れない口座振替が便利で確実です。**

以下をご持参の上、納入通知書に記載の金融機関の窓口でお申し込みください。

- 納入通知書
- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出印



所得段階	対象者	計算方法	介護保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している人 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.285*	22,572円
第2段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.485*	38,412円
第3段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.685*	54,252円
第4段階	・本人が住民税非課税で、世帯のどなたかに住民税が課税されており、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.900	71,280円
第5段階	・本人が住民税非課税で、世帯のどなたかに住民税が課税されており、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額	79,200円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.200	95,040円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上170万円未満の人	基準額×1.400	110,880円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が170万円以上210万円未満の人	基準額×1.600	126,720円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.800	142,560円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×2.000	158,400円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×2.200	174,240円
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.400	190,080円
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上の人	基準額×2.600	205,920円

*住民税が非課税世帯の第1段階から第3段階の人は、消費税引き上げに伴う軽減措置が実施されています。

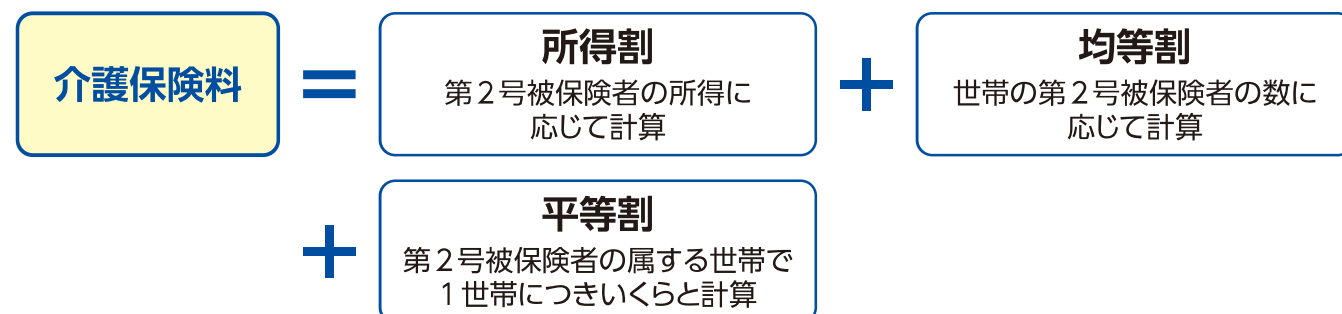
*令和7年4月から第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が、80万円から80万9千円に変わりました。

40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険（国民健康保険や健康保険など）の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

●国民健康保険に加入している方の場合

決め方 市区町村の国民健康保険税（料）の算定方法と同じく、世帯ごとに決まります。



※介護保険料と国民健康保険税（料）の賦課限度額は別々に決められます。

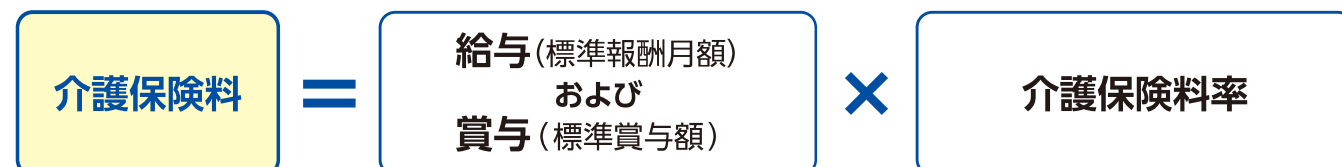
※詳しい内容は国民健康保険担当窓口にご確認ください。



納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入している方の場合

決め方 医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決まります。



※原則として事業主が半分を負担し、半分を被保険者本人が負担します。

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収（天引き）されます。



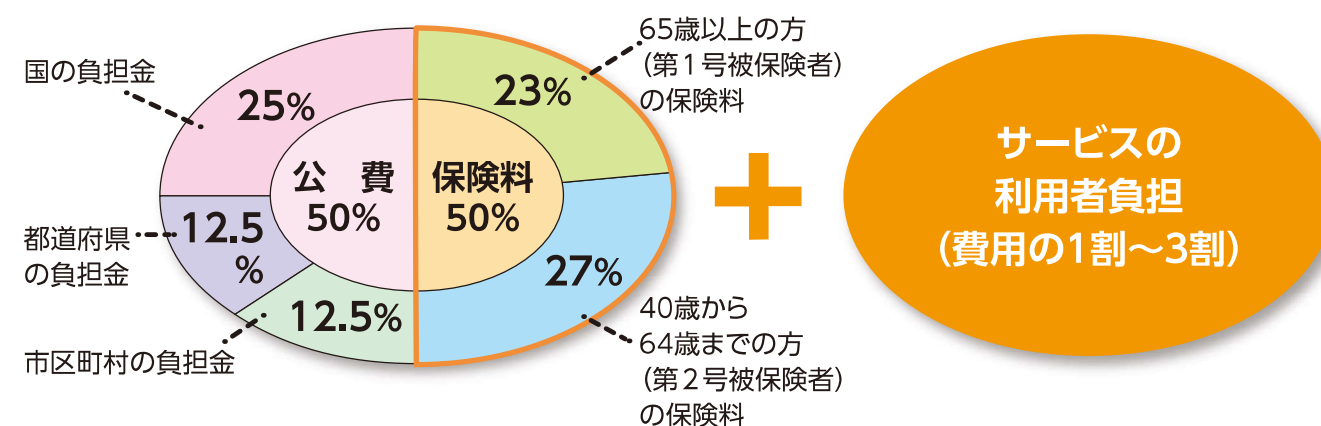
介護保険の適用除外

40歳になり、介護保険の被保険者になると医療保険者（国保や健康保険組合など）によって資格が確認されるので、届け出をする必要はありません。ただし、下記の適用除外の条件に該当した場合や、該当しなくなった場合は届け出が必要になります。

- ☐ 国内に住所をもたない方
- ☐ 在留資格または在留見込期間が3か月以下の外国人
- ☐ 障害者支援施設など適用除外施設の入所者

介護保険の財源

保険料は私たちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。下のグラフのように、40歳以上の方が納める保険料と、国や都道府県・市区町村の負担金、そして利用者負担からなっています。これらの貴重な財源は、みなさんが利用するサービスに対する保険給付費にあてられます。



保険料を納めないでいると…

滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると…

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、その後、利用者からの申請により保険給付分（費用の9割～7割）が支払われます。

〔介護保険被保険者証に記載されます〕



1年6か月以上滞納すると…

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。



2年以上滞納すると…

利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等（26・27ページ参照）が受けられなくなります。

〔介護保険被保険者証に記載されます〕



こんなときは保険料の相談をしてください

自然災害や事故、火災などに遭遇したり、世帯の生計を維持する方が死亡または心身に重大な障害を生じて収入が著しく減少した場合などは、申請により保険料が減免されたり猶予されることがあります。

介護保険料の支払いが困難な場合には、浜田地区広域行政組合の窓口までお申し出ください。